

議案第 81 号

東京都板橋区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞
金に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞
金に関する条例等の一部を改正する条例

(東京都板橋区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する
条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に
関する条例（平成 4 年板橋区条例第 8 号）の一部を次のように改正す
る。

付則第 3 項中「各年の特例基準割合（当該年の前年に）」を「、各年
の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示さ
れた割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以
下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当
該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延
滞金特例基準割合に」に改める。

(東京都板橋区行政財産使用料条例の一部改正)

第 2 条 東京都板橋区行政財産使用料条例（昭和 3 9 年板橋区条例第 3
0 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「各年の特例基準割合（当該年の前年に）」を「、各年
の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示さ
れた割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以
下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当
該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延
滞金特例基準割合に」に改める。

(東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区国民健康保険条例(昭和34年板橋区条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「第22条」を「第22条第1項」に、「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例(平成20年板橋区条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(東京都板橋区介護保険条例の一部改正)

第5条 東京都板橋区介護保険条例(平成12年板橋区条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第11項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関す

る条例の一部改正)

第6条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「各年の特例基準割合（当該年の前年に）」を「、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都板橋区分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例付則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東京都板橋区行政財産使用料条例付則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の東京都板橋区国民健康保険条例付則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例付則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の東京都板橋区介護保険条例付則第11

項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

- 7 第6条の規定による改正後の東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例付則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。